

令和6年度補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

第1回技術検討会 現地調査等行程

開催日：令和6年11月15日（金）

10:10 JR 成東駅 出発（貸し切りバス）

10:40～11:40

現地調査：水利施設等保全高度化事業「両総多古支線地区」（再評価）

- ・ 地区概要説明（千葉県農林水産部耕地課・香取農業事務所）
- ・ 調査内容：受益地（生産者、施設管理者）※意見交換含む

11:50～12:50 昼 食：『万勢庵』

<<<<休憩：道の駅多古 あじさい館>>>>

13:25～13:35

現地調査：水利施設等保全高度化事業「両総多古支線地区」（再評価）

- ・ 工事概要説明（千葉県農林水産部耕地課・香取農業事務所）
- ・ 調査内容：工事内容等調査

13:45～15:30

第1回技術検討会（両総第二揚水機場会議室）

16:00 JR 成東駅 解散

令和6年11月15日（金）

令和6年度補助事業評価（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）出席者名簿

【技術検討会委員】

い 李	ゆぎょん 裕敬	日本大学生物資源科学部国際共生学科
おおさわ 大澤	かずとし 和敏	宇都宮大学農学部農業環境工学科
かたおか 片岡	みき 美喜	高崎経済大学地域政策学部観光政策学科
ながさか 長坂	さだお 貞郎	日本大学生物資源科学部環境学科

（五十音順、敬称略）

【関東農政局農村振興部】

かやま 香山	やすひさ 泰久	農村振興部長
てらだ 寺田	けんじ 憲治	水利整備課長
わかた 若田	のぶまさ 展正	防災課長

【事務局】

ちはら 千原	みずほ 瑞穂	設計課 事業調整室長
おの 小野	でらけいこ 寺敬子	設計課 事業調整係長
まきた 牧田	そう 壮	設計課 係員
うなみ 宇波	あやこ 彩子	土地改良管理課 中山間地域振興調整官
おぐら 小椋	よしあき 好明	土地改良管理課 行政専門員

令和6年11月15日（金）

【千葉県】

すずき こうじ 鈴木 浩二	耕地課 副技監（兼）基盤整備室長
おおいわ ゆうき 大岩 勇希	耕地課 基盤整備室 副主査
なか い るり こ 中井 瑠子	耕地課 事業計画室 主査
は せ が わ と も や 長谷川 友哉	耕地課 事業計画室 副主査
おびかね ひでかず 帯金 秀和	香取農業事務所 次長
ながさわ かずあき 長澤 和彰	香取農業事務所 地域整備課 課長
かわぐち たかひろ 川口 貴大	香取農業事務所 地域整備課 副主査

【両総多古支線地区事業受益者】

こいずみ さとる 小泉 諭	多古支部委員長
かすみ かずひで 霞 一秀	支線監視人

【両総土地改良区】

おかもと ひでとし 岡本 秀寿	調査管理課 課長
くわ だ わたる 鋤田 航	調査管理課 主事
あ さ ひ ひろゆき 朝日 博幸	香取支所 所長
やまもと たつのり 山本 辰徳	香取支所 副所長
こばやし けんじ 小林 健二	香取支所 事業係長

令和6年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）

議事次第

日時：令和6年11月15日（金）

13:45～15:30

場所：千葉県両総用水土地改良区
（両総用水第二揚水機場会議室）

1 開会

2 補助事業評価委員会委員長 挨拶

3 技術検討会の委員長選出

4 議事

- （1）現地調査について「両総多古支線地区」
- （2）技術検討会に関する情報公開について
- （3）事業評価のスケジュールについて
- （4）令和6年度の事業評価地区（再評価・事後評価）について
- （5）現地調査地区の事業評価の内容について
 - ・再評価「両総多古支線地区（水利施設等保全高度化事業）」
- （6）質疑応答
- （7）事後評価地区の事業評価の内容について（概要説明）
 - ・益子西部地区（農業競争力強化基盤整備事業）
 - ・御勅使川沿岸地区（農業競争力強化基盤整備事業）

5 閉会

令和6年度 関東農政局補助事業評価委員会
(再評価・事後評価) 技術検討会委員

い ゆぎょん
李 裕敬

日本大学生物資源科学部 准教授

おお さわ かず とし
大澤 和敏

宇都宮大学農学部 教授

かたおか みき
片岡 美喜

高崎経済大学地域政策学部 教授

ながさか さだお
長坂 貞郎

日本大学生物資源科学部 教授

(五十音順、敬称略)

座 席 表

ドア



令和6年度 補助事業評価地区一覧（事業担当課別）

（再評価）

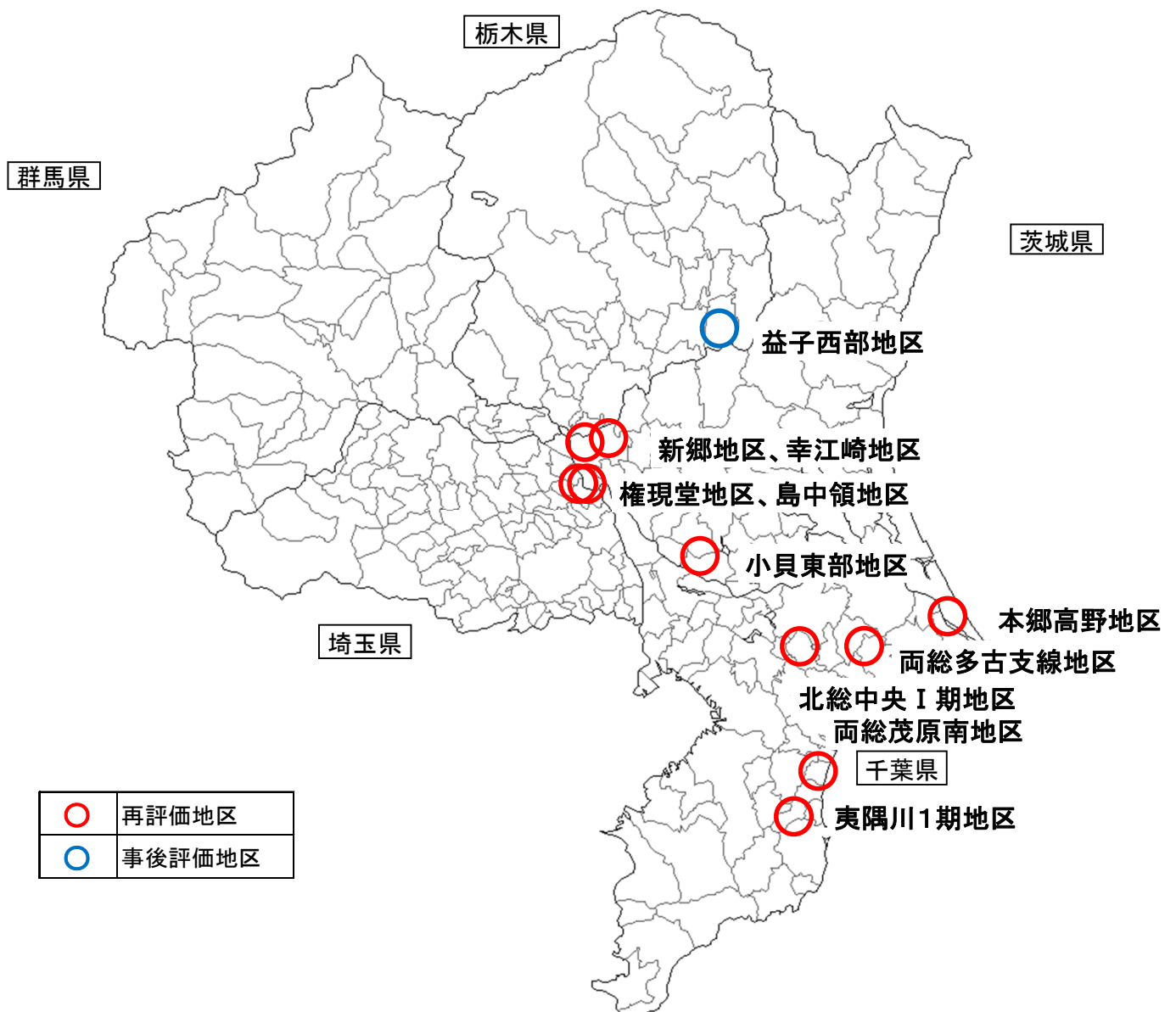
事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業	茨城	こうえざき 幸江崎	県
		千葉	いすみがわいつき 夷隅川Ⅰ期	県
水利整備課	水利施設等保全高度化事業	茨城	ほんごうこうや 本郷高野	県
		千葉	りょうそうもばらみなみ 両総茂原南	県
			りょうそうたこしせん 両総多古支線	県
			ほくそうちゅうおういつき 北総中央Ⅰ期	県
		静岡	にしうらみかんあしほくりょう 西浦みかん足保久料	県
防災課	農村地域防災減災事業	茨城	しんごう 新郷	県
			こかいとうぶ 小貝東部	県
		埼玉	しまじゅうりょう 島中領	県
			ごんげんどう 権現堂	県
		神奈川	そがべっしょ 曽我別所	県
			おにやなぎ 鬼柳	県
		長野	いいじま 飯島	県
	(3 事業種14地区)			
(茨城県 4 地区、千葉県 4 地区、埼玉県 2 地区、神奈川県 2 地区、長野県 1 地区、静岡県 1 地区)				

（事後評価）

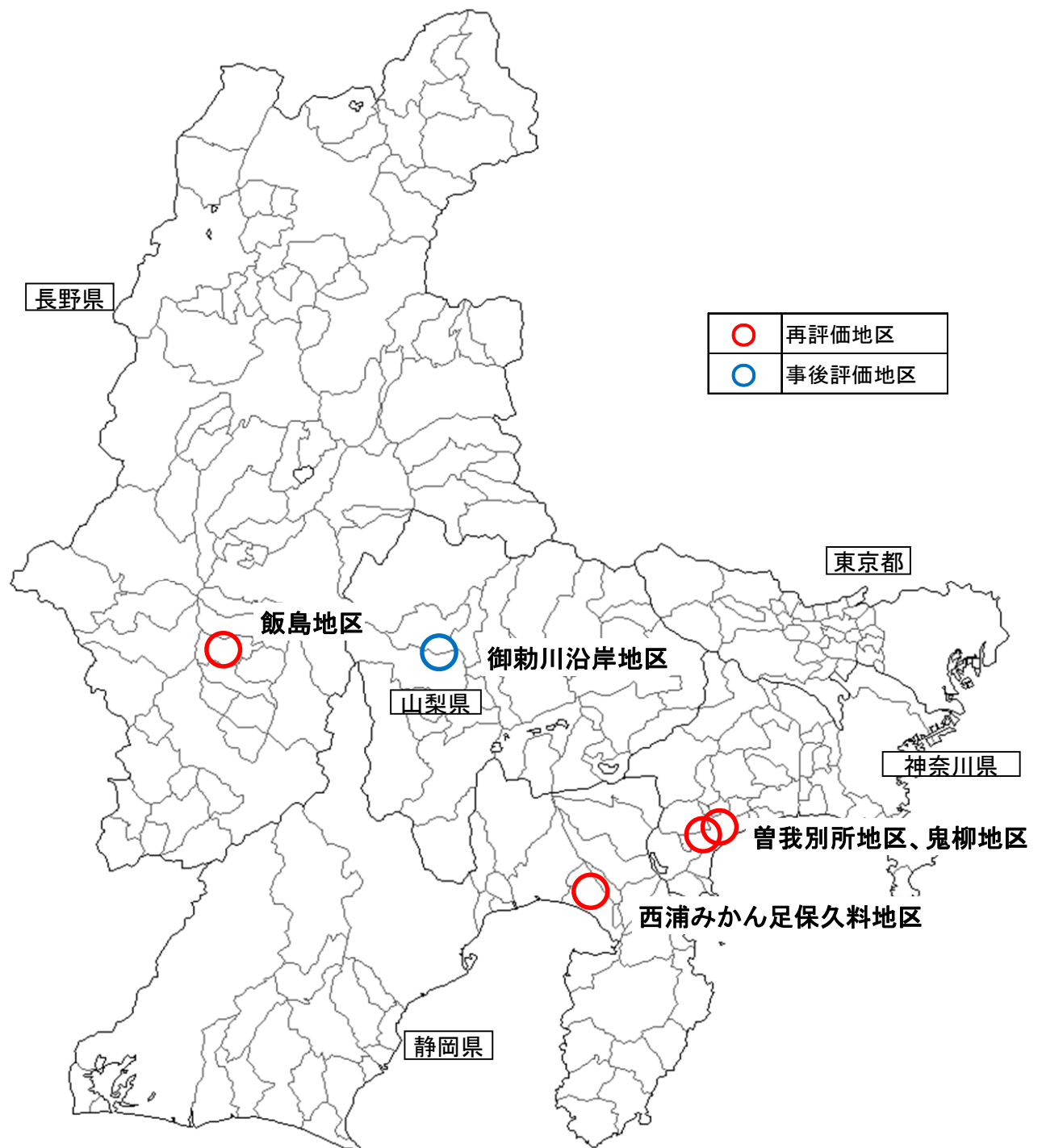
（学校評価）

事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化基盤整備事業 （農地整備事業（経営体育成型））	栃木	ましこせいぶ 益子西部	県
水利整備課	農業競争力強化基盤整備事業 （農地整備事業（畑地帯総合整備事業））	山梨	みだいがわえんが 御勅使川沿岸	県
	（１事業種２地区）			
（栃木県１地区、山梨県１地区）				

令和6年度 補助事業評価対象地区位置図(1)



令和6年度 補助事業評価対象地区位置図(2)



令和 6 年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第 1 回）

技術検討会の公表等について

（１）技術検討会の公表及び傍聴

委員の事前了解が得られたことから全 3 回の技術検討会は傍聴可とする。

（２）技術検討会資料及び評価結果

技術検討会の議事録及び資料の取扱いは、技術検討会（第 1 回）において技術検討会委員により決定。

＜令和 6 年度の公表方法（案）＞

	公表資料	公表部局／公表方法		参考 昨年度の事業評価 の取り扱い
		農林水産省	関東農政局	
技術 検 討 会	開 催	—	プレスリリース	プレスリリース
	傍 聴	—	傍聴可 ※プレスリリース	傍聴可 ※プレスリリース
	議事録	—	ホームページ	発言者名を記載した議事録を委員の了解を経て公表
	資 料	—	ホームページ	ホームページ
評価 結 果	費用対分析に関する説明資料	ホームページ	ホームページ (本省 HP リンク)	ホームページ

令和6年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)
技術検討会のスケジュール(案)

	時期	技術検討会	内容
1	11月15日(金)	第1回技術検討会 (現地調査:千葉県下)	現地調査 再評価:両総多古支線 (水利施設等保全高度化事業)
2	11月20日(水)	技術検討会 Web会議	・事業別地区説明 ・委員へ各地区資料送付 ・地区別意見徴集(12月10日迄)
3	12月27日(金)	第2回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・再評価結果(案)の説明 ・事後評価結果(案)の説明 ・上記意見に対する回答 ・質疑応答、意見交換
4	1月17日(金)	第3回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・第2回技術検討会における意見に対する回答について ・質疑応答、意見交換 ・「第三者の意見」取りまとめ
5	3月末	評価結果の公表	本省及び農政局HPに掲載

令和 6 年度
関東農政局補助事業評価委員会
技術検討会（第 1 回）

概要説明資料

事後評価「益子西部地区」

令和 6 年11月

栃木県

1 事業の概要

○事業目的

本地区は芳賀郡益子町西部に位置し、小貝川流域に広がる水稻及び麦を主体とする水田地帯である。本地区の農地は小区画な水田となっており、道路は狭小で、水路は未整備（用排水兼用）であることから、担い手の効率的な営農や維持管理に支障が生じている状況にあった。

このため、本事業により、ほ場の大区画化（標準区画50a）、水田の汎用化及び道路や水路を一体的に整備を行うことにより、農業用の大型機械導入や農作業受委託等の営農合理化を進めるとともに担い手への農地集積を図り、持続力ある効率的かつ安定的な農業の実現に資する。

○事業内容

農業競争力強化農地整備事業「益子西部地区」

関係市町村	：	栃木県芳賀郡益子町
事業参加農家数	：	263人（所有者ベース）
主要工事	：	区画整理工 108.7ha（うち田107.2ha、畑1.5ha） 整地工 108.7ha 用水路工 17.2km 排水路工 14.2km 道路工 15.1km 暗渠排水工 107.2ha
総事業費	：	15.3億円（負担割合 国50.0%、県30.0%、町12.5%、農家7.5%）
事業実施期間	：	平成22年度～平成30年度

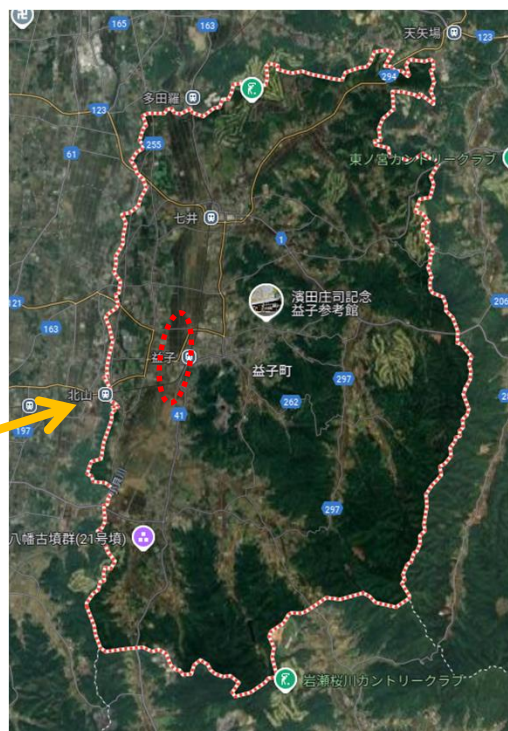
2 地域の概要

○地区の位置及び概要図

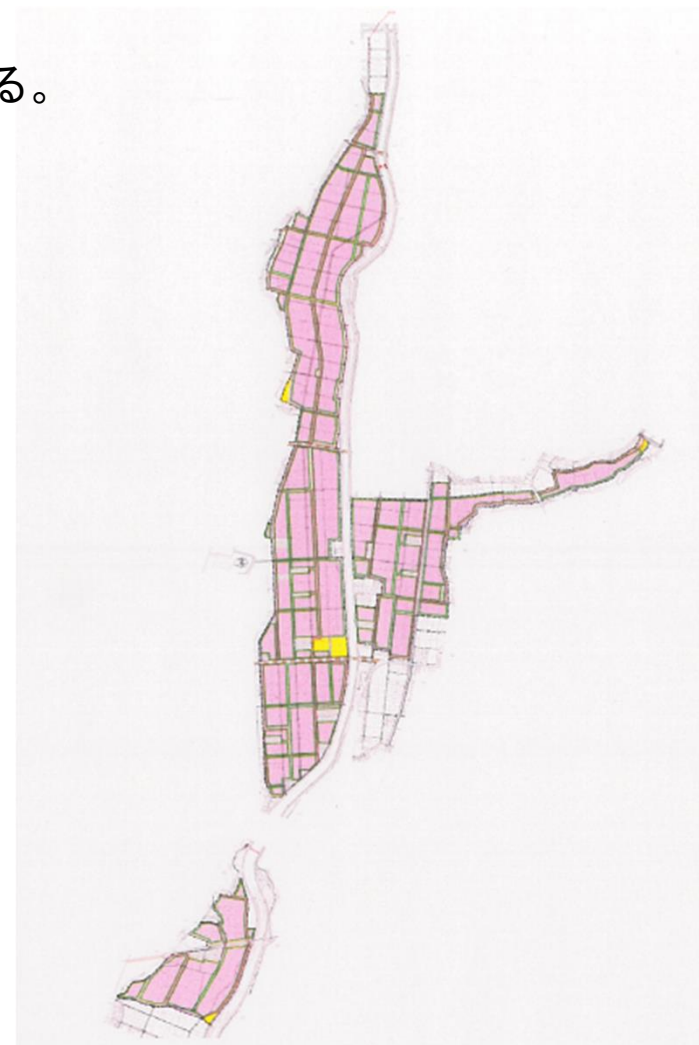
本地区は芳賀郡益子町の西部に位置する水田地帯である。



県内位置図



益子町内位置図



益子西部地区計画概要図

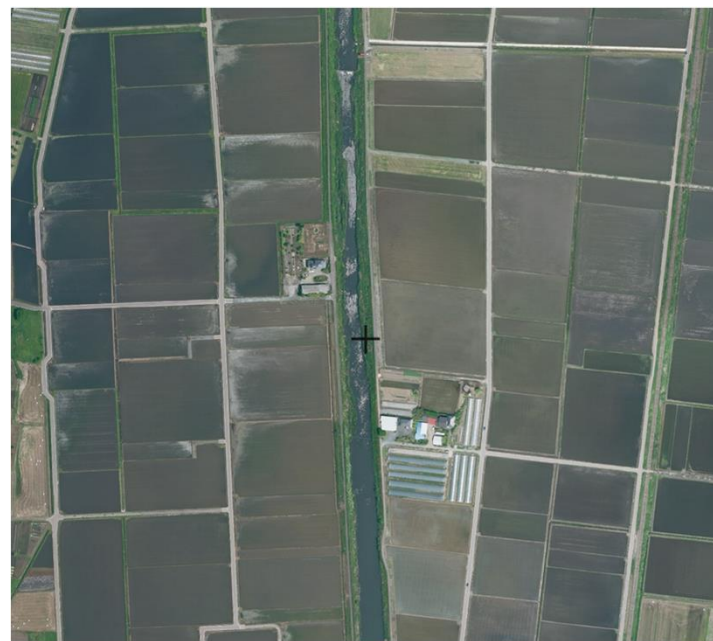
3 事業効果の発現状況

①区画整理による生産性の向上

事業実施前は、10a～15a程度の狭小区画が大半を占めていたが、区画整理工の実施により大区画50a以上区画が6割以上となり、生産性が向上。



地区中央部のほ場整備前の写真
(2004年～国土地理院地図)

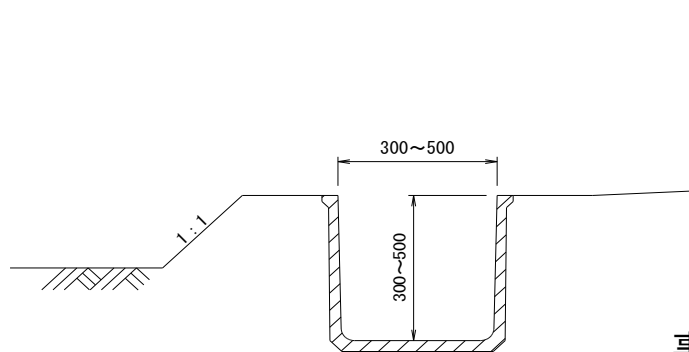


地区中央部のほ場整備後の写真
(2022年国土地理院地図)

②農業用水の安定供給と排水不良の解消

事業実施前は、用排兼用の水路となっており、水不足が生じるとともに排水不良となり、効率的な農業経営に支障を来していた。

このため、用排分離の水路を設置することで、用水不足が解消されるとともに円滑な排水が可能となった。



用水路断面図

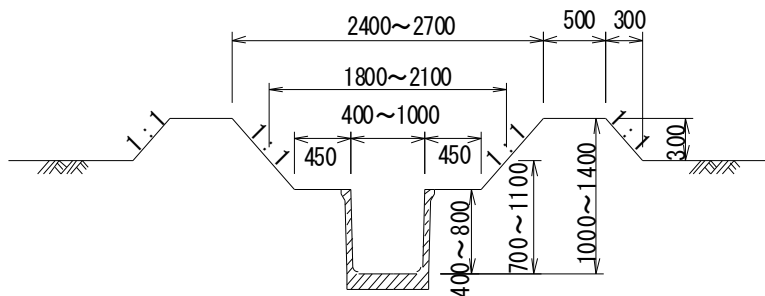


事業実施前の水路(用排兼用)

用
排
分
離



用水路



排水路断面図



排水路+暗渠(水閘)

③農道整備・暗渠排水による耕作条件の改善

事業実施前は、道路幅員が2m以下と狭く、農作業機械や運搬用トラックの通行に支障を来していた。

このため、有効幅員4mまたは5mの道路を整備することで、農作業機械の運搬用トラックのすれ違いが可能となった。また、暗渠排水を実施し、地耐力を向上させることで大型機械の導入が可能となった。



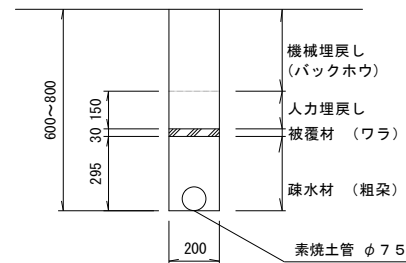
狭い耕作道(イメージ)



整備後の道路と用水路



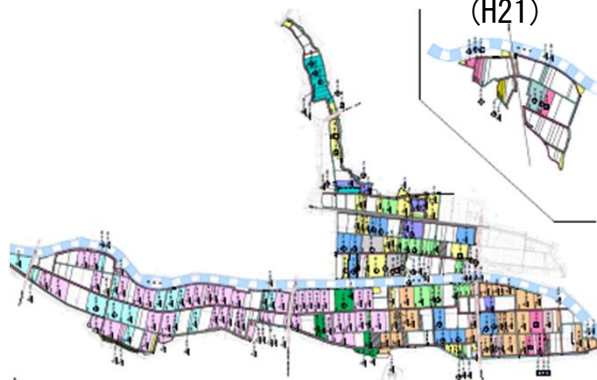
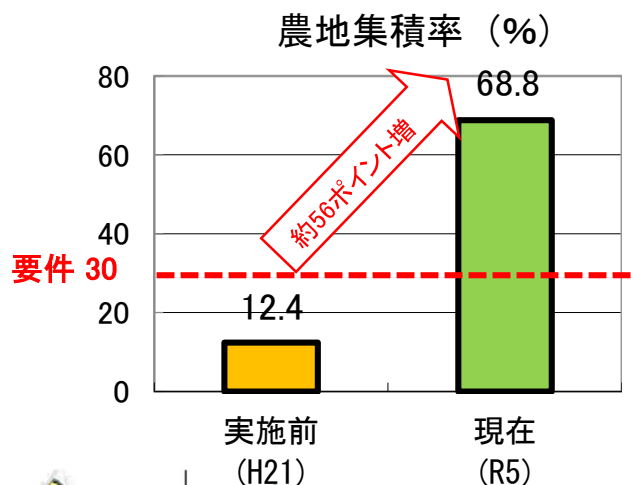
整備後の排水路と暗渠排水



④担い手への農地集積

事業を契機に経営規模拡大を希望する担い手に農地を集積した結果、担い手への農地集積率が大幅に増加した。(農地集積率12.4%⇒現在68.8%)

また、本事業を契機に星の宮自治会の全戸の農家が組合員(96名)となる全員参加型集落営農組織が誕生し、平成27年2月に法人化。



担い手農地集積図(ピンク着色が法人星の宮)



たまねぎの収穫作業
(農事組合法人星の宮)

4 事業効果

総費用総便益方式による算定結果(算定中)

総便益(B) 4,486百万円

総費用(C) 3,832百万円

費用対効果(B/C) 1.17



いちごハウス

(単位:千円)

評価項目	年総効果 (便益) 額	算定した効果の要因
作物生産効果	46,925	区画整理を実施した場合と実施しなかった場合での作物生産量が増減する効果
営農経費節減効果	60,473	区画整理を実施した場合と実施しなかった場合での営農経費が増減する効果
維持管理費節減効果	10,336	区画整理を実施した場合と実施しなかった場合での施設の維持管理費が増減する効果
営農に係る走行経費節減効果	9,951	農道の整備を実施した場合と実施しなかった場合での農業交通に係る走行経費が増減する効果
耕作放棄防止効果	(参考値) (615)	区画整理を実施したことにより、耕作放棄の発生が防止され、農産物の生産が維持される効果
農業労働環境改善効果	(参考値) (19,268)	事業実施により、営農機械化体系や施設の維持管理方法が改善され、労働が質的に改善される効果
地籍確定効果	2,595	区画整理を実施した場合と実施しなかった場合での国土調査に要する経費が節減する効果
景観・環境保全効果	(参考値) (3,223)	事業を実施したことにより地域の生態系・景観が保全される効果
国産農産物安定供給効果	(参考値) (7,746)	事業を実施したことにより農業生産性の向上や営農条件等の改善が図られ、国産農産物の安定供給に寄与する効果
合計	130,320	※参考値含まず

5 今後の課題と方向性

(1) 担い手への農地集積

○本地区の担い手への農地集積率は68.8%

⇒事業計画における農地集積目標である65.1%を超えているものの、全体目標の8割まで達しておらず、引き続き地域振興を進めるため、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を一層推進

⇒地域計画の話し合いを活用し、地区外の意欲ある営農組織、新規就農者等の情報を収集し、担い手の確保を促進

(2) 園芸作物等の導入

○事業実施後も主食用米・飼料用米の営農形態となっており、園芸作物等の高収益作物の導入が進んでいない。

(原因) 自作農家が大区画化水田で水稻単作・飼料用米を作付けする意向によるもの。

⇒水稻から麦・大豆や園芸作物への転換を図る必要があることから、JAと連携して地域の話合いや生産拡大の取組等を支援。地下水かんがいシステムの実証と併せ、園芸作物の栽培のノウハウがある農業法人が一部でたまねぎやにんじんの作付けを開始しており、さらなる拡大を促進

令和 6 年度
関東農政局補助事業評価委員会
技術検討会（第 1 回）

概 要 説 明 資 料

事後評価「み だ い が わ え ん が ん御勅使川沿岸地区」

令和 6 年11月
山梨県

1 事業の概要

○事業目的

本地区は南アルプス市北東部に位置し、すもも・ももなどの果樹を基幹作物とした農業が営まれている県内有数の果樹産地である。

しかしながら、本地区内の用排水路は狭小な断面で、溢れた排水が農地へ流れ込み、湿害が生じていた。また、農道は幅員が狭く、農耕車のすれ違いが困難で、通作に支障をきたしていた。さらに、ほ場が狭小・不整形のため、栽培、出荷などの作業労力の負担が大きく効率性が悪いことから、安定的な果樹生産や営農意欲の減退に伴う地域の活力の低下などの不安を抱えていた。

このため、用排水路、農道及び区画整理の整備を行い、農作業の効率化・省力化など、営農条件を改善することで、すももなどの果樹を中心とした果樹産地として維持・発展に取り組むことを目的に事業を実施した。

○事業内容

農業競争力強化基盤整備事業(畑地帯総合整備事業)「御勅使川沿岸地区」

受益面積：161ha

受益戸数：624戸

主要工事：農道工	1.1km
用排水路工	8.9km
区画整理工	17ha
鳥獣防止柵	12.1km

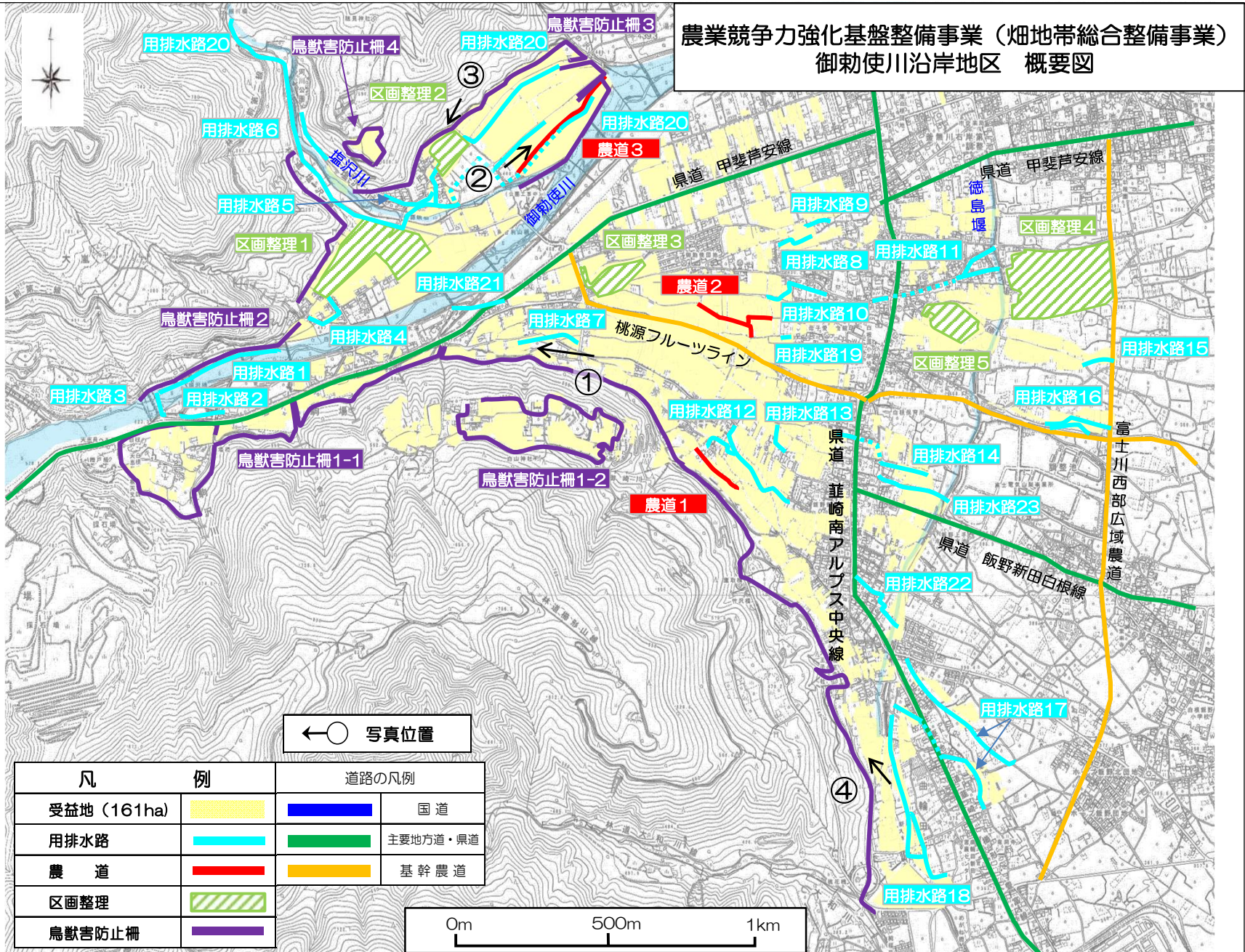
総事業費：1,525百万円

事業実施期間：平成21～29年度（計画変更：平成25年度）

位置図



農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯総合整備事業） 御勅使川沿岸地区 概要図



2 事業実施による効果の発現状況

① 農業用水の安定供給、排水条件の改善、及び農地の保全

事業実施前は、用排水路の老朽化が進み、亀裂や隣接ほ場への漏水が生じている箇所があり湿害が生じていた。

事業実施後は、漏水被害が無くなり湿害が解消され、果樹の品質向上が図られたとともに、用水管理の労力も軽減された。

事業実施前



事業実施後

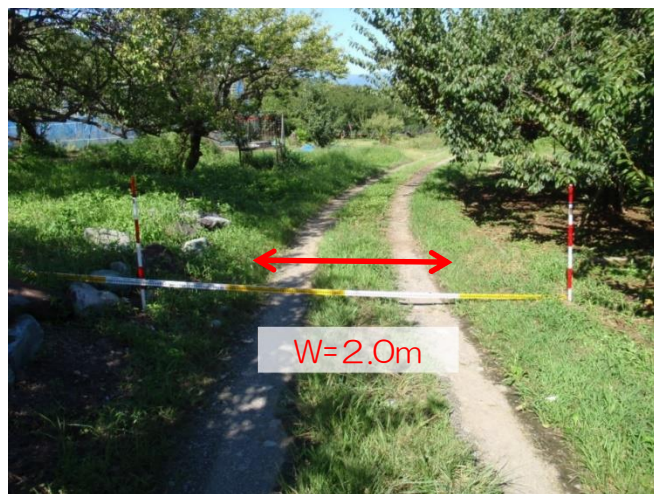


② 農道整備による耕作条件の改善

本事業の実施前の道路は幅員が約2mと狭く、車両のすれ違いが困難であり、未舗装かつ湾曲した形状であったことから荷傷みが発生していた。

本事業の実施により、区画整理とあわせて線形を直線とし道路幅員も4mに拡幅、舗装したことにより、通作、集出荷の効率化や荷痛みの解消など作業効率の向上及び品質の向上が図られた。

事業実施前



未舗装で狭小な道路。

事業実施後



通作や集出荷の効率化など営農条件の改善、及び荷傷みが防止され果樹の品質向上が図られた。

③ 区画整理による生産性の向上等

事業実施前



事業実施後



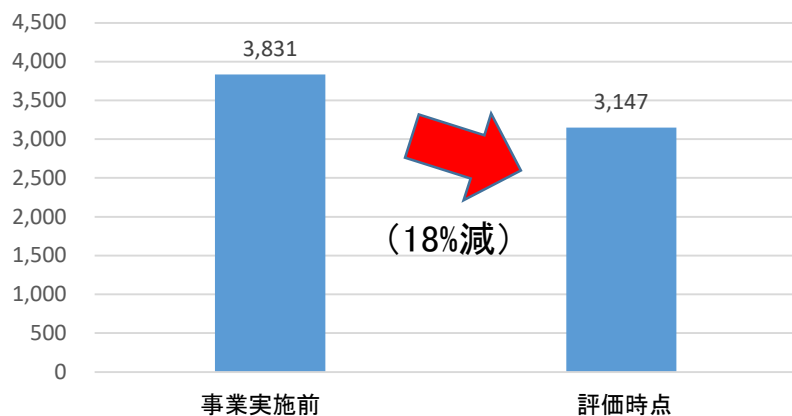
本事業の実施前は、狭小で不整形な区画のため、ほ場間の移動や農作業機械での作業に支障があり、作業条件の悪い未整備のほ場において農地の荒廃が進行していた。

本事業の実施により、農地の集団化が進み、大区画化されたことにより農作業機械での作業が可能となり、農作業効率等の向上が図られている。

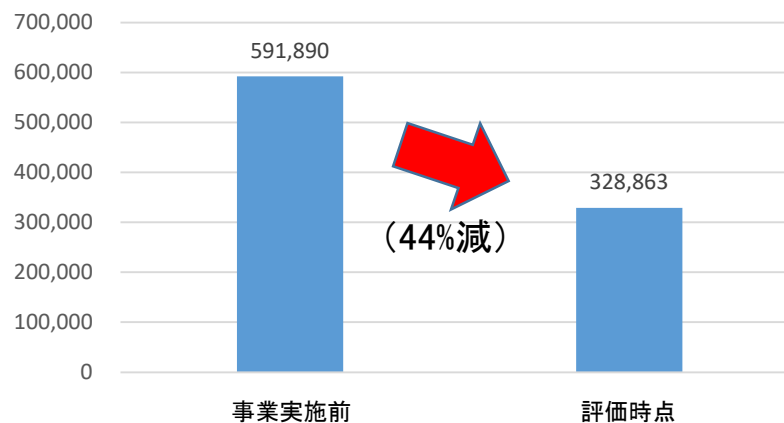
営農経費節減効果

事業実施により、果樹の労働時間(18%減)、機械経費(44%減)の節減が図られた。

労働時間 (hr/ha)



機械経費 (千円/ha)



④ 鳥獣害防止施設設置による農作物被害の軽減

鳥獣害防止施設の設置により農作物被害が軽減されるとともに、安心できる営農環境及び生活環境が整えられ、耕作者の営農意欲が向上した。

【事業実施前のすももの被害状況】



【農地に侵入したサル】



【事業実施後】



【鳥獣害防止施設の設置】

- ・ 特にサルによる農作物被害が深刻で、耕作者の営農意欲の低下を招いていた。

⑤ 事業実施による波及的効果等

地区の取組み



本事業が実施された塩前地域では、基盤整備により生産性の向上及び営農条件の改善が果たされ、関係農家による営農推進組織「塩前すももの里づくりの会」が設立されており、高品質な果樹栽培を行い「日本一のすももの里作り」を目指して、果樹産地として維持・発展に取り組んでいる。

また、この地域で栽培しているすももの品種「貴陽」は、南アルプス市で生まれた大玉の品種であり、大きいものではもものようなサイズになる。また、ギネス世界記録に「世界一重いすもも」として認定されている。

地区内の直売所



ギネス世界記録に認定された
ブランドすもも「貴陽」



塩前すももの里づくりの会
共同活動の様子

中部横断自動車道白根ICに隣接する農産物直売所では、基盤整備により農作物の出荷が安定し、地区内外から多くの人々が訪れ、地域の活性化につながっている。

④ 事後評価時点における費用対効果分析

総費用総便益方式による算定結果

総便益(B)	4, 520百万円
総費用(C)	4, 077百万円
投資効率(B／C)	1. 10

【年総効果額の総括】

(単位：千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 (便 益) 額	効 果 の 要 因
食料の安定供給に関する効果		115, 395	
	作物生産効果	110, 102	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での作物生産量が増減する効果
	品質向上効果	2, 353	農業用排水施設及び農道の整備を実施した場合と実施しなかった場合での生産物の価格が維持、向上する効果
	営農経費節減効果	△ 1, 004	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での営農経費が増減する効果
	維持管理費節減効果	△ 682	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での施設の維持管理費が増減する効果
	営農に係る走行経費節減効果	4, 626	農道の整備を実施した場合と実施しなかった場合での農業交通に係る走行経費が増減する効果
合 計		115, 395	

3 今後の課題等

○地域農業の担い手の育成・確保

地域の農業を継承していく後継者の確保が課題となっており、中核的農家や農地所有適格法人の育成・確保を積極的に推進するとともに、新規就農者の確保・育成に取り組んでいくことが重要である。

○地域一体となった保全活動の支援

農用地保全や農業水利施設の適切な保全管理が、担い手や管理者だけでなく、地域共同で取り組まれるよう、関係機関と連携して推進していく必要があることから、多面的機能支払交付金の活用による地域一体となった保全活動を引き続き支援していく。

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和5年1月20日付け4畜産第2052号
令和5年1月20日付け4農振第2328号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ及び（2）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

- （2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

- （3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであつて、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- （2）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められ

る場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。））、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- （２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- （３）畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第６ 評価結果等の公表

- １ 畜産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

		局	名	
都道府県名		関係市町村名		
事業名		地区名		
事業主体名		事業採択年度		
〔事業内容〕				
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他				
事業主体の 事業実施方針				
事業主体の 予算要求方針				
第 の 三 意 見				
補 助 金 交 付 の 方 針				

(注 1) 「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。

(注 2) 「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。

(注 3) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

(注 4) 「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目					事業主体の事業実施方針	事業主体の予算要求方針	第三者の意見	補助金交付の方針	備考
				ア	B/C	イ	ウ	エ					

(注 1) 「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ．農業情勢、農村の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。

(注 2) 「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局 名			
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注 1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注 2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

関東農政局補助事業評価委員会設置要領

最終改正 令和 5 年 7 月 14 日付け 5 関振第 1241 号

第 1 補助事業評価委員会の設置

国の補助金の交付を受けて都県等事業実施主体が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行う関東農政局補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

第 2 評価委員会の事務

評価委員会は、次の事項を検討・実施する。

- （１）補助事業の再評価に関すること
 - ・再評価地区別資料及び再評価結果書に関すること。
 - ・補助金交付の方針案作成に関すること。
- （２）補助事業の事後評価に関すること
 - ・事後評価地区別結果書に関すること。
- （３）農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型、中山間型））の中間審査に関すること。
- （４）中山間地域所得確保対策及び中山間地域所得向上支援対策の事業評価に関すること。
- （５）その他必要な事項に関すること。

第 3 評価委員会の構成等

1. 評価委員会の構成は次のとおりとする。

（１）第 2 の（１）及び（２）に係るもの

委員長	農村振興部長
副委員長	生産部長
委員	生産部 地方参事官
	農村振興部 地方参事官（各省調整）
	農村振興部 地方参事官（事業計画）
	畜産課長
	設計課長
	農村計画課長

都市農村交流課長
土地改良管理課長
農村環境課長
事業計画課長
用地課長
水利整備課長
農地整備課長
地域整備課長
防災課長

(2) 第2の(1)及び(2)にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官(各省調整)
	農村振興部 地方参事官(事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	都市農村交流課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	用地課長
	水利整備課長
	農地整備課長
	地域整備課長
	防災課長

(3) 第2の(3)に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官(各省調整)
	農村振興部 地方参事官(事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	農地整備課長

(4) 第2の(4)に係るもの

委員長	農村振興部長
-----	--------

委員	農村振興部 地方参事官（各省調整）
	農村振興部 地方参事官（事業計画）
	設計課長
	農村計画課長
	農村環境課長
	農地整備課長
	地域整備課長

2. 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、評価委員会を招集する。
4. 委員長は、補助事業の再評価及び事後評価の実施に際し、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を別添設置要領に基づき設置し、再評価結果書案及び事後評価結果書案に対する意見を聴く。
5. 委員長が欠員の場合は、委員から委員長代理を選定する。

第4 幹事会の構成等

1. 評価委員会に次の構成による幹事会を設ける。

（1）第2の（1）に係るもの

幹事長	設計課長
幹 事	畜 産 課 課長補佐（草地）
	設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
	農村計画課 課長補佐（総務）
	都市農村交流課 課長補佐
	土地改良管理課 課長補佐、農政調整官
	農村環境課 課長補佐
	事業計画課 課長補佐（総務、計画調整）
	用 地 課 課長補佐（用地調整）
	水利整備課 課長補佐
	農地整備課 課長補佐（総務、競争力強化事業推進）
	地域整備課 課長補佐
	防 災 課 課長補佐

（2）第2の（1）にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

幹事長	設計課長
幹 事	設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
	農村計画課 課長補佐（総務）
	都市農村交流課 課長補佐
	土地改良管理課 課長補佐、農政調整官

農村環境課	課長補佐
事業計画課	課長補佐（総務、計画調整）
用地課	課長補佐（用地調整）
水利整備課	課長補佐
農地整備課	課長補佐（総務、競争力強化事業推進）
地域整備課	課長補佐
防災課	課長補佐

（３）第２の（２）に係るもの

幹事長 土地改良管理課長

幹事 （１）又は（２）の幹事に同じ

（４）第２の（３）に係るもの

幹事長 農地整備課長

幹事 設計課 事業調整室長

農村計画課 課長補佐（総務）

土地改良管理課 課長補佐、農政調整官（開発）

農村環境課 課長補佐

事業計画課 課長補佐（総務・計画調整）

（５）第２の（４）に係るもの

幹事長 農村計画課長（中山間地域所得確保対策）

地域整備課長（中山間地域所得向上支援対策）

幹事 設計課 事業調整室長

農村計画課 課長補佐（直接支払）

農村環境課 課長補佐

農地整備課 課長補佐（総務・競争力強化事業推進）

地域整備課 課長補佐

２．幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

３．幹事長は、幹事会を招集する。

４．幹事会の事務は以下のとおりとする。

（１）評価委員会に必要な事項の検討、資料の収集、作成及び整理。

（２）その他必要な事項。

第５ 実施方法等

１．再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成 15 年 2 月 13 日付け 14 農振 1906 号生産局長、農村

振興局長通知)等によるものとする。

2. 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型、中山間型))等の中間審査の実施方法は、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。
3. 中山間地域所得確保対策の事業評価の実施方法等は、中山間地域所得確保対策実施要綱(令和3年1月28日付け2農振第2612号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。
4. 中山間地域所得向上支援対策の事業評価の実施方法等は、中山間地域所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。

第6 報告

委員長は、評価委員会でとりまとめた再評価地区別資料、再評価結果書及び補助金交付の方針案並びに事後評価地区別結果書を関東農政局長に報告するものとする。

第7 事務局

評価委員会及び幹事会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

附則

この要領は、平成15年2月24日から施行する。

附則

この要領は、平成16年11月8日から施行する。

附則

この要領は、平成18年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月26日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月 8日から施行する。

附則

この要領は、令和 2年10月14日から施行する。

附則

この要領は、令和 5年 7月14日から施行する。

別 添

技術検討会設置要領

第 1 設置

関東農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が実施する補助事業の再評価結果（以下「再評価結果」という。）及び補助事業の事後評価結果（以下「事後評価結果」という。）の透明性及び客観性を確保するため、設置要領第 3 の 4 に基づき、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置し、意見を求めることとする。

第 2 事務

技術検討会は、再評価及び事後評価について、補助事業評価委員会からの求めに応じて、技術的・専門的見地から意見をとりまとめ提出する。

第 3 構成

1. 技術検討会の委員

委員は国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者とし、補助事業評価委員会の長 5 名程度委嘱する。

2. 委員長

委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員の任期

委員の任期は、2 年を限度とし、再任は原則として 1 回までとする。

第 4 運営

1. 技術検討会は、補助事業評価委員会の長が召集する。

2. 委員長は、技術検討会の結果を補助事業評価委員会に報告する。

第 5 事務局

技術検討会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

附則

この要領は、平成 15 年 2 月 24 日から施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 11 月 8 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、平成18年9月26日から施行する。

附則

この要領は、平成22年1月20日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月 8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。